

下呂・飛騨地域家畜伝染病対策支部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下呂・飛騨地域における家畜伝染病の発生予防及びまん延防止について、岐阜県家畜伝染病対策本部との密接な連携と、組織を挙げて全庁的な総合対策を実施する「下呂・飛騨地域家畜伝染病対策支部」（以下「対策支部」という。）の設置及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 対策支部は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施するものとする。

- (1) 地域内での発生予防に関すること。
- (2) 地域内における家畜伝染病の被害対策に関すること。
- (3) 風評被害への対策に関すること。
- (4) その他対策支部の設置目的を達成するために必要なこと。

(対策支部)

第3条 対策支部は、支部長、副支部長及び別表1に掲げる職にあるもの（以下「支部員」という。）をもって構成する。

- 2 支部長は発生地域の農林事務所長をもって充てる。副支部長は下呂地域で発生した場合は下呂農林事務所副所長及び飛騨県事務所長を、飛騨地域で発生した場合は飛騨農林事務所副所長及び飛騨県事務所長をもって充てる。なお、非発生時の支部長は飛騨農林事務所長を、副支部長は下呂農林事務所長をもって充てる。
- 3 支部長は、会議を総理する。
- 4 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代理する。職務を代理する際は、下呂地域で発生した場合は下呂農林事務所副所長、飛騨県事務所長とし、飛騨地域で発生した場合は飛騨農林事務所副所長、飛騨県事務所長とする。
- 5 対策支部には支部対策チームと発生農場チームを置き、各構成員は別途定める。

(地域連絡会議)

第4条 対策支部に地域連絡会議を設置する。

- 2 地域連絡会議は対策支部の目的を円滑に達成することに従事する。
- 3 地域連絡会議は総括班長、総括副班長及び別表2に掲げる職にあるもの（以下「構成員」という。）をもって組織する。
- 4 総括班長は発生地域の農林事務所副所長を、総括副班長は発生地域の農林事務所農業振興課長をもって充てる。なお、非発生時の総括班長は飛騨農林事務所副所長、総括副班長は飛騨農林事務所農業振興課長をもって充てる。

(会議の招集等)

第5条 対策支部の会議は本支部が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて支部員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 地域連絡会議は総括班長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 対策支部の事務局は、発生地域の農林事務所に置く。非発生時には、飛騨農林事務所に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、下呂農林事務所長及び飛騨農林事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

なお、本要綱の施行に伴い、「下呂・飛騨地域口蹄疫現地対策本部設置要綱」及び「下呂・飛騨地域高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部設置要綱」は廃止する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。